

徳島県知事公舎のあり方に関する有識者会議 これまでの議論等のまとめ

1 徳島県知事公舎のあり方に関する有識者会議開催状況

- 第1回 令和5年8月18日（金）
- 第2回 令和5年8月28日（月）（現地視察）
- 第3回 令和5年11月2日（木）

2 知事公舎のあり方の検討について

（1）知事公舎の成り立ち

知事の住まいについては、これまで、公務の緊急性や利便性を考慮し、危機管理対応やセキュリティ対策を講じた公舎を、県庁の近隣に建築し、徳島県公舎管理規則に基づき、維持管理を行ってきた。

現知事公舎は、副知事公舎として平成4年に建築され、平成8年からは知事公舎として、歴代3人の知事が入居してきた。

（2）知事公舎のあり方の検討の経緯

令和5年5月、後藤田知事の就任にあたって、自宅が県庁の近隣であることから、危機管理対応やセキュリティ対策を講じた上で、自宅に居住することとなったため、現知事公舎が未利用となった。

現知事公舎は、築31年が経過しており、一部老朽化が見られる。今後、公舎として存続していくためには、継続的な維持管理及び修繕に要する経費が必要となる。

また、他県においても、知事公舎の老朽化や維持管理の問題に加え、知事公舎を所有しない県があること等を踏まえ、そのあり方や利活用策等を検討する動きがある。

そこで、本県においても、外部有識者から専門かつ総合的な見地から幅広い意見を徴し、今後の知事公舎のあり方について検討することとなった。

3 議論の前提（知事公舎の現況）

（1）現知事公舎の概要

① 建物の概要

所在地 徳島市南仲之町3丁目29

建設年月日 平成4年3月19日

構造 木造平屋造

延べ床面積 199.75㎡（うち公的部分79.25㎡、私的部分120.50㎡）

② 敷地の概要

敷地面積 712.71㎡

区域区分 市街化区域

用途地域 商業地域

用途制限等

建ぺい率 80%

容積率 400%

用途 一部工場の床面積等に制限あり

③ 維持管理費

令和4年度 約210万円（清掃、樹木管理等）

④ 公舎貸付料（現知事公舎へ知事が居住した場合）

令和4年度 月額：25,559円 年額：約31万円（徳島県公舎管理規則に基づき算定）

〈内訳〉 公舎使用料 月額：21,609円 駐車場使用料 月額：3,950円(1台当たり)

⑤ 土地の価格

相続税課税標準額（令和5年分の路線価に基づく評価額） 約7,455万円

⑥ 過去の修繕等の内容と費用

○直近の5年間（平成30年度～令和4年度） 合計 約85万円

- ・ 屋根修繕 約20万円
- ・ 駐車場バリカー取替 約15万円
- ・ ふすま、畳修繕 約50万円

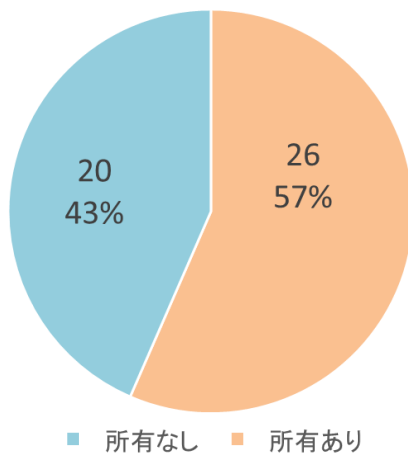
○平成20年度～平成29年度の10年間 合計 約470万円

- ・ 空調機器更新・修繕 約250万円
- ・ 外回り（駐車場等）修繕 約40万円
- ・ セキュリティ設備修繕 約60万円
- ・ その他建物修繕 約120万円

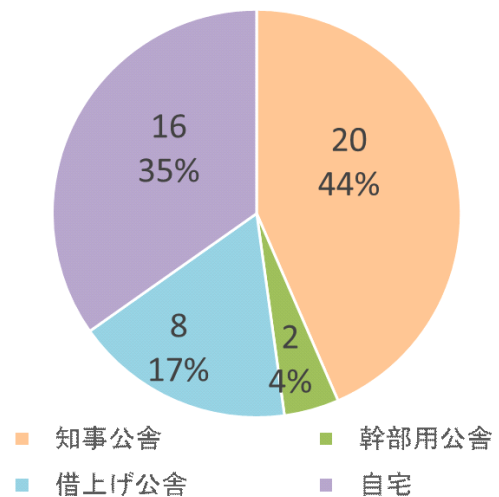
- ⑦ 今後想定される修繕費用概算（約10年間） 合計 約410万円
- ・ 防犯設備（カメラ・モニター等） 約 60万円
 - ・ 内装（ふすま・クロス・カーペット・畳・網戸等） 約150万円
 - ・ 外回り（屋根・外壁等） 約100万円
 - ・ 空調設備 約100万円

(2) 知事公舎の全国状況（本県除く） 令和5年7月管財課調べ

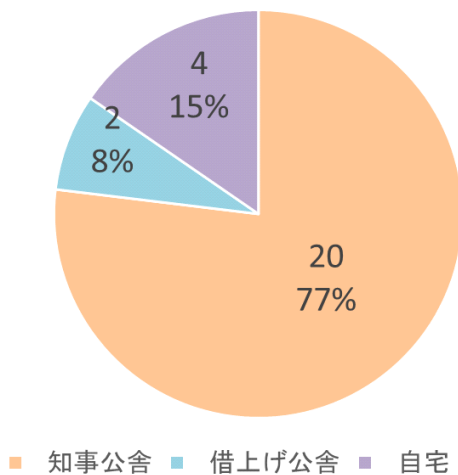
① 知事公舎の所有状況



② 知事の居住場所



③ 知事公舎所有県の知事の居住場所



④ 知事公舎の平均面積

- ・ 延べ床面積：約610㎡
- ・ 公的部分：約344㎡
- ・ 私的部分：約266㎡

⑤ 借上げ公舎の面積

- ・ 平均延べ面積：約90㎡

⑥ 借り上げ公舎の賃借料（月額）

- ・ 10万円以上20万円未満：5団体
- ・ 20万円以上：2団体
- ・ 非公表：1団体

⑦ 活用事例

〈一般県民に貸出〉

県名	貸出目的	知事公舎の概要
宮城県	結婚式、食事会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大正10年建築 ・ 敷地面積約4,700㎡、延床面積約550㎡ ・ 正門は仙台城の中門を移築した有形文化財
島根県	文化芸術等の振興目的 (令和5年度末まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和61年建築 ・ 敷地面積約2,400㎡、延床面積約340㎡ ・ 日本庭園を備えている
愛媛県	会議等 (平成31年以降利用なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和44年建築 ・ 敷地面積約1,400㎡、延床面積約620㎡

〈県施設として使用〉

県名	使用目的	知事公舎の概要
秋田県	会議や関係団体との意見 交換会会場として利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和55年建築 ・ 敷地面積約8,600㎡、延床面積約650㎡
千葉県	主要な会議や県産品の PRの場として活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和44年建築 ・ 敷地面積約6,500㎡、延床面積約350㎡
富山県	改修・増築して「高志の国 文学館」として整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和53年建築 ・ 敷地面積約4,500㎡、延床面積約560㎡ ・ 知事公館部分を研修室・茶室・レストランなどに活用
大阪府	イベントや会議等に使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大正12年建築 ・ 敷地面積約2,700㎡、延床面積約650㎡ ・ 「公館」としてイベントや会議等で使用 ・ 平成28年からは一般公開（令和5年5月から建物の老朽化により一般公開中止）
佐賀県	迎賓用施設として使用 (使用しない期間は一般県 民に貸出)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明治24年建築 ・ 敷地面積約2,000㎡、延床面積約430㎡ ・ 和と洋が調和した建築様式で庭園を備え、春と秋に特別公開を行っている

〈建物を除却して土地を転用〉

県名	活用内容
群馬県、長野県	駐車場として活用
京都府、兵庫県、山口県、長崎県	府県施設敷地として活用
大分県	県民の利用する広場として整備

〈その他〉

県名	活用内容	知事公舎の概要
奈良県	吉城園周辺地区保存管理 ・活用事業の事業者により 宿泊施設として活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大正11年建築、奈良公園(吉城園周辺地区)内に所在 ・ 延床面積約670㎡ ・ 昭和26年に昭和天皇がサンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約の批准書に署名した「御認証の間」が存在

⑧ 公舎を見直す動き（検討中の事例）

県名	検討方法等	知事公舎の概要
北海道	庁内組織での検討、有識者からの意見聴取を を踏まえ、公邸・公館エリア一体の活用を検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和55年建築 ・ 敷地面積約6,600㎡、延床面積約420㎡
石川県	有識者検討委員会を設置し、利活用を 検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大正15年建築 ・ 敷地面積約3,600㎡、延床面積約600㎡
三重県	民間施設を賃借して知事公舎を確保 旧知事公舎については、有識者会議の意 見を踏まえ、利用方法を検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和53年建築 ・ 敷地面積約19,000㎡、延床面積約320㎡

4 有識者会議での論点整理

(1) 知事公舎の存廃について

- ・ 県民負担軽減
- ・ 危機管理対応
- ・ 防災
- ・ セキュリティ対策
- ・ 職務遂行に必要な機能
- ・ 住環境

(2) 知事公舎を廃止する場合の扱いについて

- ・ 処分について
- ・ 利活用の可能性について

(3) 将来的な知事公舎の確保の際に考慮すべき点について

- ・ 危機管理対応や防災面、セキュリティ対策など